

|                                                                                                                                                                                                |                                          |                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>全法労協<br/>だより</div>                                                                                                                                                                        | <div>2004 年<br/>4 月 15 日<br/>No.46</div> | <div>内 容</div> <div>2004 年要求アンケート全国集計結果 ..... 1<br/>2004 年要求アンケートに寄せられた声 ..... 4<br/>和法労の取り組み..... 6<br/>関東信越税理士会へ要請..... 6</div> |
| <div>全国法律関連労組連絡協議会<br/>東京都新宿区百人町 1-23-22-505<br/>法律会計特許一般労組気付 (〒169-0073)<br/>TEL 03-3363-4095 FAX 03-3363-8146<br/>ホームページ <a href="http://www.hou-kan.com/">http://www.hou-kan.com/</a></div> |                                          |                                                                                                                                   |

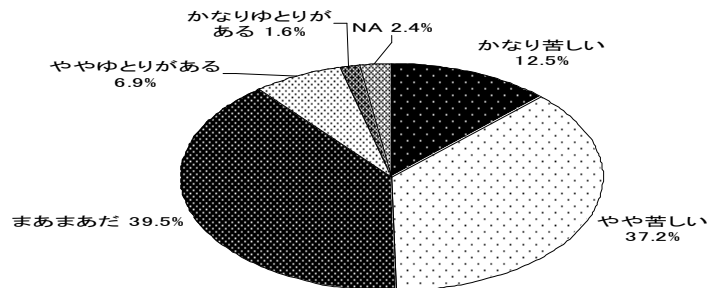
## 法律・司法関連業種に働く仲間の2004年要求アンケート 全国集計結果 (回答者総数 1,475 名)

全法労協が昨秋から取り組んできた「法律・司法関連業種に働く仲間の2004年要求アンケート」には、全国47都道府県1,475名(組合員563名、未加入906名、無回答6名)の回答が寄せられました。多くの仲間のご協力に心から感謝いたします。

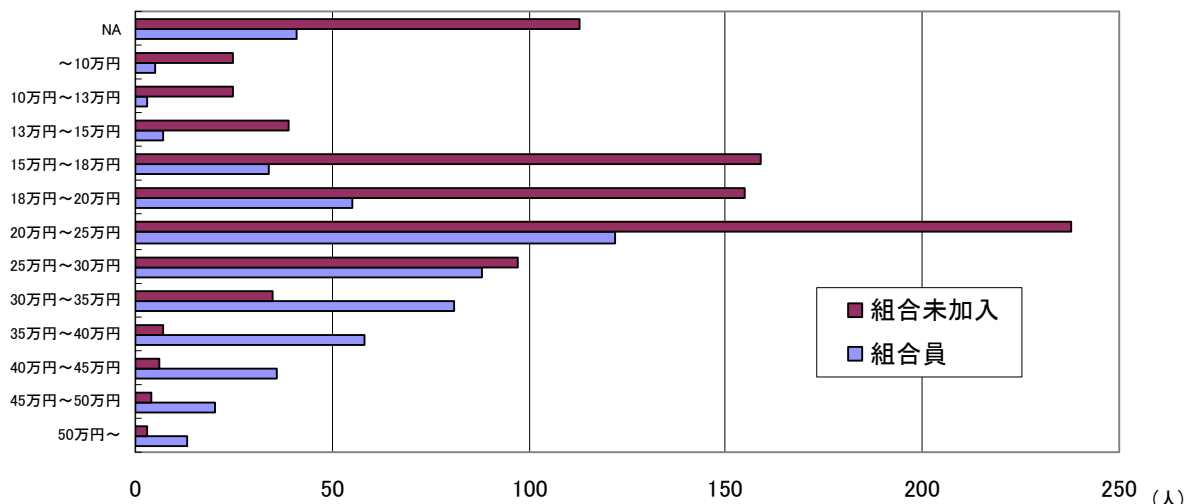
全法労協では、今回のアンケート結果などをもとに、安心して働き続けることができ、働きがいある職場づくりと法律・司法関連業種の民主化・近代化をめざして関係業種団体や省庁等に対する要請・申入れを5月17日に取り組みます。

■あなたの生活実感は、次のうちのどれに該当しますか。最も近いものを選んで下さい。

|           |     |       |
|-----------|-----|-------|
| かなり苦しい    | 184 | 12.5% |
| やや苦しい     | 548 | 37.2% |
| まあまあ      | 583 | 39.5% |
| ややゆとりがある  | 102 | 6.9%  |
| かなりゆとりがある | 23  | 1.6%  |
| NA        | 35  | 2.4%  |



■あなたの現在の賃金（月額、通勤手当を除く総支給額）はいくらですか。



## ■あなたは、2003年にいくら賃上げがありましたか（月額）。

| 金 額             | 全 体   |       | 組 合 員 |       | 組合未加入 |       |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 賃下げ             | 9 名   | 0.7%  | 6 名   | 1.1%  | 3 名   | 0.3%  |
| 0 円             | 238 名 | 18.2% | 73 名  | 13.0% | 165 名 | 18.2% |
| 1～2,500 円       | 72 名  | 5.5%  | 24 名  | 4.3%  | 48 名  | 5.3%  |
| 2,501～5,000 円   | 264 名 | 20.2% | 85 名  | 15.1% | 178 名 | 19.6% |
| 5,001～7,500 円   | 150 名 | 11.5% | 115 名 | 20.4% | 35 名  | 3.9%  |
| 7,501～10,000 円  | 289 名 | 22.1% | 97 名  | 17.2% | 191 名 | 21.1% |
| 10,001～15,000 円 | 45 名  | 3.4%  | 25 名  | 4.4%  | 20 名  | 2.2%  |
| 15,001～20,000 円 | 37 名  | 2.8%  | 16 名  | 2.8%  | 21 名  | 2.3%  |
| 20,001 円～       | 23 名  | 1.8%  | 11 名  | 2.0%  | 12 名  | 1.3%  |
| NA              | 179 名 | 13.7% | 111 名 | 19.7% | 233 名 | 25.7% |

有額回答者の平均金額は、組合員 8,655 円、組合未加入 8,214 円です。

## ■あなたは、今の生活を改善するためにいくら賃金引上げが必要であると感じていますか。

| 金 額              | 全 体   |       | 組 合 員 |       | 組合未加入 |       |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0 円              | 65 名  | 4.4%  | 15 名  | 2.7%  | 50 名  | 5.5%  |
| 1～10,000 円       | 285 名 | 19.3% | 103 名 | 18.3% | 181 名 | 20.0% |
| 10,001～20,000 円  | 285 名 | 19.3% | 120 名 | 21.3% | 164 名 | 18.1% |
| 20,001～30,000 円  | 237 名 | 16.1% | 119 名 | 21.1% | 117 名 | 12.9% |
| 30,001～40,000 円  | 52 名  | 3.5%  | 16 名  | 2.8%  | 36 名  | 4.0%  |
| 40,001～50,000 円  | 193 名 | 13.1% | 82 名  | 14.6% | 111 名 | 12.3% |
| 50,001～60,000 円  | 8 名   | 0.5%  | 2 名   | 0.4%  | 7 名   | 0.8%  |
| 60,001～70,000 円  | 7 名   | 0.5%  | 2 名   | 0.4%  | 6 名   | 0.7%  |
| 70,001～80,000 円  | 9 名   | 0.6%  | 5 名   | 0.9%  | 4 名   | 0.4%  |
| 80,001～90,000 円  | 1 名   | 0.1%  | 0 名   | 0.0%  | 1 名   | 0.1%  |
| 90,001～100,000 円 | 30 名  | 2.0%  | 11 名  | 2.0%  | 19 名  | 2.1%  |
| 100,001 円～       | 4 名   | 0.3%  | 3 名   | 0.5%  | 1 名   | 0.1%  |
| NA               | 298 名 | 20.2% | 85 名  | 15.1% | 210 名 | 23.2% |

賃上げを必要とする人の平均金額は、組合員 29,783 円、組合未加入 28,473 円です。

## 【パート・アルバイトの方の回答】

## ◇賃金引上げ（2003年、時給）

|           |      |       |
|-----------|------|-------|
| 0 円       | 48 名 | 31.2% |
| 1～50 円    | 21 名 | 13.6% |
| 51～100 円  | 13 名 | 8.4%  |
| 101～200 円 | 1 名  | 0.6%  |
| 201 円～    | 11 名 | 7.1%  |
| NA        | 60 名 | 39.0% |

## ◇職場で不満に感じていること（3つまで）

|                  |      |       |
|------------------|------|-------|
| 賃金が安い            | 72 名 | 53.7% |
| 休暇がとれない          | 46 名 | 34.3% |
| 職場がなくなるのではないかと   | 38 名 | 28.4% |
| 正職員で働きたい         | 26 名 | 19.4% |
| 同僚・上司との人間関係      | 23 名 | 17.2% |
| 一時金（ボーナス）が支給されない | 22 名 | 16.4% |
| 正職員との賃金・労働条件の格差  | 21 名 | 15.7% |

■職場の労働条件のうち、改善したいものは何でしょうか（重視しているものから4つまで）。

| 内容                  | 全体    |       | 組合員     |       | 組合未加入   |       |
|---------------------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 賃金の引き上げ             | 872 名 | 59.1% | ① 352 名 | 62.5% | ① 517 名 | 57.1% |
| 有給休暇の完全取得・増加        | 638 名 | 43.3% | ② 212 名 | 37.7% | ② 425 名 | 46.9% |
| リフレッシュ休暇の実施         | 421 名 | 28.5% | ④ 178 名 | 31.6% | ③ 242 名 | 26.7% |
| 人員の増加               | 324 名 | 22.0% | ③ 186 名 | 33.0% | 136 名   | 15.0% |
| 退職金制度の確立            | 253 名 | 17.2% | 87 名    | 15.5% | 165 名   | 18.2% |
| 業務研修制度の確立           | 229 名 | 15.5% | 95 名    | 16.9% | 133 名   | 14.7% |
| 社会保険（健康保険・厚生年金）への加入 | 216 名 | 14.6% | 23 名    | 4.1%  | ④ 193 名 | 21.3% |
| 残業を減らす              | 211 名 | 14.3% | 126 名   | 22.4% | 84 名    | 9.3%  |
| 定期健康診断の実施           | 206 名 | 14.0% | 16 名    | 2.8%  | ⑤ 189 名 | 20.9% |
| 完全週休2日制の実施          | 201 名 | 13.6% | ⑤ 131 名 | 23.3% | 69 名    | 7.6%  |
| 育児休業制度の確立           | 172 名 | 11.7% | 43 名    | 7.6%  | 129 名   | 14.2% |
| 勤務時間の短縮             | 165 名 | 11.2% | 88 名    | 15.6% | 76 名    | 8.4%  |
| 介護休暇制度の確立           | 143 名 | 9.7%  | 86 名    | 15.3% | 57 名    | 6.3%  |
| 残業代の支払い             | 102 名 | 6.9%  | 23 名    | 4.1%  | 79 名    | 8.7%  |
| 母性保護の確立             | 75 名  | 5.1%  | 30 名    | 5.3%  | 44 名    | 4.9%  |
| その他                 | 75 名  | 5.1%  | 41 名    | 7.3%  | 33 名    | 3.6%  |
| 労働保険への加入            | 38 名  | 2.6%  | 3 名     | 0.5%  | 35 名    | 3.9%  |
| セクハラの防止             | 38 名  | 2.6%  | 10 名    | 1.8%  | 28 名    | 3.1%  |
| 男女差別をなくす            | 30 名  | 2.0%  | 9 名     | 1.6%  | 21 名    | 2.3%  |

※組合員、組合未加入の欄の○数字はそれぞれの順位を示します。

### 基本データ（回答者総数1,475名）

#### ◇性別

|    |        |       |
|----|--------|-------|
| 男  | 213 名  | 14.4% |
| 女  | 1249 名 | 84.7% |
| NA | 13     | 0.9%  |

#### ◇年齢

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 19 歳以下  | 1 名   | 0.1%  |
| 20～24 歳 | 108 名 | 7.3%  |
| 25～29 歳 | 389 名 | 26.4% |
| 30～34 歳 | 298 名 | 20.2% |
| 35～39 歳 | 196 名 | 13.3% |
| 40～44 歳 | 165 名 | 11.2% |
| 45～49 歳 | 121 名 | 8.2%  |
| 50～54 歳 | 92 名  | 6.2%  |
| 55～59 歳 | 68 名  | 4.6%  |
| 60 歳以上  | 30 名  | 2.0%  |
| NA      | 7 名   | 0.5%  |

#### ◇勤務形態

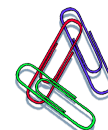
|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 正職員   | 1306 名 | 88.5% |
| パート   | 102 名  | 6.9%  |
| アルバイト | 32 名   | 2.2%  |
| 派遣職員  | 2 名    | 0.1%  |
| その他   | 18 名   | 1.2%  |
| NA    | 15 名   | 1.0%  |

#### ◇勤続年数

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 1 年     | 214 名 | 14.5% |
| 2 年     | 166 名 | 11.3% |
| 3～4 年   | 226 名 | 15.3% |
| 5～9 年   | 324 名 | 22.0% |
| 10～14 年 | 206 名 | 14.0% |
| 15～19 年 | 131 名 | 8.9%  |
| 20～24 年 | 80 名  | 5.4%  |
| 25 年～   | 77 名  | 5.2%  |
| NA      | 51 名  | 3.5%  |

#### ◇勤務場所

|            |        |       |
|------------|--------|-------|
| 法律事務所      | 1281 名 | 86.8% |
| 会計(税理士)事務所 | 80 名   | 5.4%  |
| 執行官室       | 34 名   | 2.3%  |
| 弁護士会       | 31 名   | 2.1%  |
| 司法書士会      | 2 名    | 0.1%  |
| 公証役場       | 12 名   | 0.8%  |
| 特許事務所      | 8 名    | 0.5%  |
| 司法書士事務所    | 7 名    | 0.5%  |
| その他        | 12 名   | 0.8%  |
| NA         | 8 名    | 0.5%  |



## 【業務研修について】

■研修を受ける機会がまわりにありますか。

|    |        |       |
|----|--------|-------|
| ある | 1125 名 | 76.3% |
| ない | 242 名  | 16.4% |
| NA | 108 名  | 7.3%  |

■業務研修に出席することはできますか

|    |       |       |
|----|-------|-------|
| ある | 862 名 | 58.4% |
| ない | 139 名 | 9.4%  |
| NA | 474 名 | 32.1% |

■「ある」と回答の方、それはどこの主催のものですか（複数回答あり）。

|             |       |       |
|-------------|-------|-------|
| 弁護士会などの業種団体 | 987 名 | 66.9% |
| 親睦会（事務員会）   | 440 名 | 29.8% |
| 労働組合        | 345 名 | 23.4% |
| 職場          | 222 名 | 15.1% |



📎📎📎📎📎 アンケートに寄せられた声 📎📎📎📎📎

2004 年要求アンケートには、200 名近い方から具体的な職場の実態や要望等が寄せられました。紙面の関係で、その一部をご紹介します。

| 職場    | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法律事務所 | 弁護士に一方的に事務所の分割を告げられた。事務員の雇用条件そのものは守られ、どこかの弁護士に雇用されるということになったが、事務員としては今のままがいいという希望もあった。弁護士の一方的な都合で職場の体制が大きく変えられてしまうという現実を目の当たりにして考えさせられた。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 法律事務所 | 同封頂きました知っていきたい権利・労働条件の欄を拝見しても、法律ではこう決まっているのに、私の事務所では守られていないことが多く、法律事務所の事務員として悲しくなりました。実際、健康診断はしてほしいと思い、所長にお願いしましたが、何も変わりませんでした。依頼者の会社には法律で決まっているのだからと支払要求をするのに、自分の会社で行われていないことを他人に要求するのは矛盾していると思います。                                                                                                                                                                                                     |
| 法律事務所 | 公設事務所に勤務しています。普通公設事務所の事務員採用はどこでも頭を悩ませる問題のようですが、地元採用や弁護士が以前在籍していた事務所から連れてくるというのが一般的なケースです。（中略）公設事務所がここまで広まったにもかかわらず、未だ事務員採用の規定が確立されていないのは疑問があります。何しろ従業員の数が少ないので決して自由に休みがとれる訳ではありません。社会保険についてはうちの弁護士は加入させてくれましたが、他の事務所でも同じとは限らないと思います。それは、あくまで公設事務所の弁護士が個人事業主で事務員も弁護士に一任されているからです。例えば、日弁連が事務員の雇用に関して保証してくれたらよいなと思っています。                                                                                    |
| 法律事務所 | 弁護士 1 人、事務員 1 人の個人事務所のため休暇を取りにくい。そのため体調が悪くてもなかなか言い出せず通常業務に当たっている。また 1 人のため、社会保険加入に関しても言えず…。正直、今の給料で国保、国民年金を支払い、自炊生活をしていくのはギリギリであります。将来のために貯蓄等もしなくては…という思いもあり、他に資格を取得したり、習い事などで何かを身につけたくても、そこまでの余裕はない。就業規則と言ったものも特にある訳ではないので残業をしてもサービス残業…そのため極力定時には帰宅をするようにしている。また、もし退職することになった場合、退職金はあるのかどうかも定かではない。以上のようなことはやはり金銭的問題になるため、働きたくても聞くことができず…弁護士との人間関係には問題ないし、仕事内容的にも自分に合っているのに上記の不満は贅沢なことなのかという気持ちになってしまう。 |
| 法律事務所 | 病院に行きたくてもイヤな顔をされるので、言えないし、行けない。有給休暇がなく、休みももらえないので、市町村役場、銀行など、自分の用事が何もできないので困る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法律事務所  | 風邪をひいた時等、体が不調でもなかなか休みがとれず、医者にかかることもできない。子どもの学校の関係で休みがとりたくてもとりにくい（イヤな顔をされる）。いずれにしても有給休暇の完全取得ができるよう、もっと強く働きかけてほしいと思います。                                                                                                                                                                                                |
| 法律事務所  | 弁護士自宅の掃除を断ったために、昨年8月「辞めてもらいたい」と言われました。「再就職の目途がつくまで働きます」と答え、数ヶ月が推移しましたが、この間、当初支給されていた手当が減額或いは無支給となり、冬のボーナスは大幅に減額されました。また固定給であるにもかかわらず、病気で休むと1日分に相当する減給をされるので、体調が悪くとも休むわけにいきません。雇用主である女性弁護士はDV問題を中心に、女性の人権問題に取り組み、常々「女性の自立の大切さ」を口にしているだけに、憤りを覚えます。                                                                     |
| 法律事務所  | アンケート結果がとても楽しみです。と言いますのは、皆さんが自分と同じような気持ちを抱いていたり、同じような不満、不安を抱えていたりすることを知り、安心できますし、心強く思えるからです。（特に私の勤務地域には私しか事務員がおらず話す相手もおりませんので。                                                                                                                                                                                       |
| 法律事務所  | 育児休業制度の確立には最も関心がある。弁護士2名・事務員2名の事務所なので、長期休暇を取得すると、その間の業務はどうなるか不安。女性が一生仕事を続けていけるような体制を整えてもらいたい。                                                                                                                                                                                                                        |
| 法律事務所  | 職場としての法律事務所の確立を望みます。労働者を雇用する場合は、初任給の最低額や社会保険の加入などなるべく日弁連・弁護士会として会員を指導・啓蒙してほしい。大学を卒業して成人した労働者が自活できないような低賃金の職場が多い。結婚して、出産し働き続けられる職場を望む人が増えているが、現実はやめざるを得ない状況です。日弁連・弁護士会が主催して事務職員の研修を実施してほしい。                                                                                                                           |
| 法律事務所  | 弁護士事務所の事務員ですが、私の収入は扶助の対象になるのです。扶助を受ける人、破産をする人を仕事でもなんだかわりきれません。弁護士は長者番付を気にしており、なぜ事務員たちに一切諫言しなくても平気でいられるのか分かりません。ちなみに弁護士が何もかも自分でやる事務所ではけっしてありません。                                                                                                                                                                      |
| 法律事務所  | 5年前に2人だった事務局員が自分だけになり、月給も4年にわたって据え置かれたままだったため、交渉したところ、年間10日の休みが与えられました。ところが翌年には8日、その翌年には7日と一方的に減らされ、去年は5日、今年はずいにゼロになりました。年収も去年ようやく300万円を少し上回った程度で、我慢の限界です。                                                                                                                                                           |
| 法律事務所  | 当事務所では有給休暇の制度がまったくなく、弁護士は休みを取りたい時に申し出て下さいと言ってくれますが、やはり、休暇は取りにくいです。有給休暇というきちんとした制度があれば、きもちよく休暇もとれますが……。弁護士会などで事務所でのきまりみたいなものを提示してほしいです。弁護士事務所は弁護士の個人経営的な部分がかなりあるので、難しいとは思いますが。労働条件の改善の実施を呼びかけるような書類を作成して配布していただければ嬉しいです（弁護士会が）。育児休暇については、一番心配な点ですが、女性が働く職場ではかなり具体的なきまりが必要だと思います。妊娠した場合、仕事を辞めなければいけないかも……。という不安が大きいです。 |
| 税理士事務所 | 個人事務所なので、労働基準法より先生の意見がそのまま就業規則になっている。そのため、勤務して15年以上になるが、健康診断はゼロ、有給休暇も風邪などの休みの際に、有給に振り替えという形になり、年に良くて5日、平均2～3日しかとれていない（人数が少ないためでもあるが）。経営者が労働基準法というものを、もっとよく勉強して欲しい。賃上げについても、根拠が明らかでなく、それをいえる場もほしい。社会保険は未加入、厚生福利は全くもってされていない（新年会、忘年会もない、慰安旅行もなし）。                                                                      |
| 執行官室   | この数年、私たちの賃金等の労働条件がきびしくなる一方です。同じ建物の中の公務員も給与手当の減額がありますが、それ以上にきびしいものです（基本給そのものが比較にならないほど低いにもかかわらず）。賃金引上げなんてとても口に出せる状況ではありません。リストラがこわい!!というのが本音なのです。                                                                                                                                                                     |
| 弁護士会   | 工作上、毎日、精神的に不安定な方との対応が多い。一日の業務が終了する頃には集中力もなくなり、相談者の方へ親切に対応することができなかつたり、ミスも多くなりがち。日常の業務内容を理解されていないのか、昨年は昇給もなく、賞与も夏期より少ない現状でありました。一言でまとめると、仕事量やその内容の割に給与が少ないのが不満です。                                                                                                                                                     |

## 和法労の取り組み——過去最高の組合員数へ

1. 各地の仲間の皆さんと同様、「要求と実態調査アンケート」に取り組みました。

取組みにあたっては、①アンケートの集約数を増やし、弁護士会との懇談の際などにも「多くの仲間の要求」として打ち出せるようにすること、②対話を積極的におこない、多くの仲間とのつながりをもつこと、を重視しました。

そして、各法律事務所には組合員で分担して訪問し、会計事務所や司法書士事務所などには郵送で協力を呼びかけています。その結果、昨年度を上回る集約数（組合員数の約2.4倍）を得ています。

今後、アンケート結果をもとに春闘討議資料を作成し、各事務所での要求行動をおこないます。また、組合外の仲間にもアンケート結果を配布し、弁護士会に対して懇談も申し入れる予定です。

2. 「パラリーガル制度」についての取組みとしては、昨年10月16日に戸田議長を講師に招き、法律事務職員の会（コスモス）との共催で学習会を開催しました。開催にあたり、弁護士会の了解を得てレターケースを利用させていただき、学習会参加を呼びかけるチラシを配布しました。

組合主催の学習会に際して、コスモスや弁護士会の協力を得ることができたことは初めてのことです。

その結果、組合外の仲間の参加も得てパラリーガル制度の内容や問題点を深めることが出来ました。

3. 専門部は、教育部、宣伝部、文化厚生部、組織部、財政部の5つの部があり、全ての組合員がいずれかの部に所属しています。教育部、宣伝部、文化厚生部の昨年度の主な活動は以下の通りです。

教育部は、組合員や組合外の仲間の要望をよく聞き、この間、「ヤミ金とその対策」「破産管財実務」「犯罪被害者の現状」などをテーマにして学習会を企画しました。そして、毎回、組合外の仲間の参加も得ることが出来ています。

宣伝部は、アンケート結果や学習会の模様、全組合員のプロフィールなど、多彩な内容を掲載したニュースを作成しています。そして、内容によっては組合外の仲間にも幅広く配布しています。

文化厚生部は、組合員同士が楽しみながら交流できる場をつくるため、企画内容などについてアンケートもおこない、バーベキューや京都ツアーなど、家族連れで気軽に参加出来るイベントを実施しています。

4. 他団体との共闘も重視し、平和や民主主義を求める様々な活動に参加しています。また、県地評と学習協の共催する「2004年春闘基礎講座」には、多数の組合員が参加し、情勢や労働組合の役割などを学びました。

5. これらの取組みの中で、組織拡大も意識的に追求し、これまで組合員のいなかった職場からも新たな仲間を迎え入れることが出来ています。その結果、現在、組合員数は過去最高数に達しています。

(和歌山法律関連労組 書記長 織部利幸)

### ◆関東信越税理士会へ要請◆

全法労協は、昨年12月22日、関東信越税理士会に対し、税理士(会計)事務所に働く事務労働者の労働条件の改善・向上を求めて要請を行いました。要請に参加した法律会計特許一般労組の小玉副委員長らは、この間の訪問活動などを通じて明らかとなった事務労働者の状況を紹介し、税理士会が積極的に取り組むことの必要性を訴えました。関東信越税理士会からは山口英昭事務局長が応対しました。

日弁連業務改革委員会が日弁連理事者に答申した「パラリーガル基本構想」は継続審議となり、今期の業務改革委員会で改めて議論される予定です。